		以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいう。以下同じ。）第七十二条の二に規定する再評価率
保険給付	移換給付	
当該年度	前年度の標準報酬（当該年度	
厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号	標準報酬（以下「前年度の標準報酬」という	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十一条第一項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）となお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第四十二条の二第一項に規定する標準期末手当等の額（以下「標準期末手当等の額」という。）をいう。以下同じ
厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号	標準報酬（	標準報酬の月額と標準期末手当等の額（
厚生年金保険法第四十三条の二第四項	標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額
厚生年金保険法第四十三条の三第一項	受給権者	移換給付の受給権者
厚生年金保険法第四十三条の四第三項及び第四十三条の五第三項	標準報酬	標準報酬の月額と標準期末手当等の額
厚生年金保険法第四十四条第一項	老齢厚生年金については、同項	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項
厚生年金保険法第四十六条第六項	老齢厚生年金については、同項	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち退職共済年金については、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項
厚生年金保険法第五十四条第三項	障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合	平成九年経過措置政令第二十六条第一項の規定により読み替えられた第四十六条第六項
	第四十六条第六項	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち障害共済年金
厚生年金保険法第六十一条第一項	遺族厚生年金	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金
	受給権者	なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十八条第一項の規定により当該遺族共済年金を受けることができる遺族（配偶者を除く。）

第二十六条第一項の表厚生年金保険法第五十六条第二号の項中欄中「支給する」を削り、同項下欄中「支給する年金たる給付（移換給付を含む。）」を「年金たる給付又は移換給付」に改め、同項の次に次のように加える。

厚生年金保険法第五十五条第一項	遺族厚生年金	平成九年経過措置政令第二十三条第一項の規定により読み替えられたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十九条第五項の規定を適用する
	祖父母	祖父母（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この条において同じ。）
	遺族厚生年金	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金
	被保険者又は被保険者	旧適用法人共済組合（平成八年改正法附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合をいう。以下同じ。）の組合員又は旧適用法人共済組合の組合員
厚生年金保険法第六十六条第一項	遺族厚生年金	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金
厚生年金保険法第六十六条第二項	遺族厚生年金	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金
	被保険者	旧適用法人共済組合の組合員
厚生年金保険法第六十七条第一項	遺族厚生年金は	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金は
厚生年金保険法第六十八条第一項	遺族厚生年金の	当該遺族共済年金の
	遺族厚生年金の	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金の
	遺族厚生年金は	当該遺族共済年金は
厚生年金保険法第六十八条第二項	遺族厚生年金	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金
厚生年金保険法第六十八条第三項	遺族厚生年金	平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち遺族共済年金
	同条第一項	第六十一条第一項
厚生年金保険法附則第十七条の四第五項	旧国家公務員共済組合員期間（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第四条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下この項及び附則第十七条の九第四項において同じ。）	旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第二十四条第二項に規定する旧適用法人施行日前期間をいう。以下この項において同じ。）の平成九年経過措置政令第二十三条第九項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号。以下この項において「平成十二年国共済改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十七条第一項に規定する